


裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 4 年 (才) 第 1 9 4 6 号 平成 2 4 年 (受) 第 2 4 1 9 号
決 定 日	平 成 2 5 年 9 月 5 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 横 田 尤 孝 白 木 勇 樹 山 浦 善 樹
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 3 年 (ネ) 第 1 0 9 4 号 (平成 2 4 年 7 月 3 1 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。 <p>第 2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">平成 2 5 年 9 月 5 日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 佐 古 智 昭 </p>	

当事者目録

上告人兼申立人
上告人兼申立人
被上告人兼相手方
同代表者代表取締役
被上告人兼相手方
同代表者市長

東日本電信電話株式会社
山村雅之
松戸市
本郷谷健次

最高裁判所
第一小法廷
判決書

これは正本である。

平成25年9月5日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 佐古智昭

